

タクシー利用料助成事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある、近隣のタクシー事業者の事業継続支援を目的として、タクシーチケットの配布を行います。なお、この事業は対象者を分けて、二回の実施を予定しています。

■助成内容

初乗り相当額(500円)のタクシーチケットを対象者へ郵送(申請等の手続きは不要)

■対象者

当該事業の対象者は1回目と2回目、それぞれ以下のとおりです。【共に令和4年4月1日現在、和光市に居住している者】

1回目:令和4年度中に70歳以上になる和光市民

2回目:上記の対象者のうち、市が定める公共交通空白地域に居住していること

■チケットの利用期間

1回目:タクシーチケットが手元に届いた日から令和5年2月末日まで

2回目:タクシーチケットが手元に届いた日から令和5年3月末日まで

■利用上の注意

乗降のいずれかが和光市内の場合のみ利用可能(乗降がどちらも市外の場合は利用不可)

一回の乗車あたり一枚の利用が可能(一度の支払いに複数枚の使用は不可)